

独立行政法人国立文化財機構情報公開委員会規程

平成19年4月1日

国立文化財機構規程第57号

(設置)

第1条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の施行に伴い、独立行政法人国立文化財機構に、情報公開・個人情報保護に関する重要事項を審議するため、独立行政法人国立文化財機構情報公開委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報公開・個人情報保護に係る規程等の制定及び改廃に関すること。
- (2) 情報公開・個人情報保護の実施体制に関すること。
- (3) 法人文書・保有個人情報の開示・不開示の審査基準に関すること。
- (4) 法人文書・保有個人情報の開示・不開示の審査に関すること。
- (5) 開示実施手数料の減額又は免除に関すること。
- (6) 情報公開・保有個人情報に係る審査請求に関すること。
- (7) 情報公開・保有個人情報に係る訴訟に関すること。
- (8) その他情報公開及び個人情報の保護に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本部事務局長
- (2) 東京国立博物館副館長
- (3) 京都国立博物館副館長
- (4) 奈良国立博物館副館長
- (5) 九州国立博物館副館長
- (6) 東京文化財研究所副所長
- (7) 奈良文化財研究所副所長
- (8) アジア太平洋無形文化遺産研究センター副所長
- (9) 本部事務局総務企画課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、本部事務局長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の成立等)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開会することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、委員が出席できないときは、当該委員の代理の出席を求めることができる。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、本部事務局総務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月8日に改正し、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月16日に改正、同日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年12月19日に改正し、同日から施行する。